

財務省告示第三百九号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年六月十六日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十六年七月二日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合計	利付国庫債券 (十年)								
	国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格					
	"	第二百三回	千八百八十五 億円	百四円九十八銭三厘					
	"	第二百四回	百六十億円	百四円十九銭四厘					
	"	第二百五回	四百五十五億 円	百四円六十四銭七厘					
	"	第二百七回	二十億円	百一円七銭八厘					
	"	第二百十回	百十億円	百五円五十九銭八厘					
	"	第二百十回	百四十五億円	百五円六十銭三厘					
	"	第二百十回	三十億円	百五円六十銭八厘					
	"	第二百十回	八十億円	百五円六十一銭八厘					
	"	第二百十回	百十六億円	百五円六十二銭三厘					
合計			三千一億円						